

## 利用者負担金（保育料）、副食費、延長保育料の滞納に係る承諾書

真岡市長 様

私は、保育所の入所にあたり、次の事項に承諾します。

1. 保育課が児童手当の支給認定等の情報を調査・確認すること。
2. 保育所の利用者負担金（保育料）、副食費、延長保育料の滞納があったときは、児童手当を現金支給に切り替え、支給された児童手当から未納分の利用者負担金（保育料）、副食費、延長保育料を支払うこと。
3. 退園の手続きの際に、保育所の利用者負担金（保育料）、副食費、延長保育料の未納があったときは、未納分の利用者負担金（保育料）、副食費、延長保育料を支払うこと。

承諾期間 保育所の入所月から利用者負担金（保育料）、副食費、延長保育料完納の日まで

年 月 日

住 所 真岡市

保護者氏名（児童手当受給者） \_\_\_\_\_

※ 利用者負担金（保育料）に滞納がある場合、地方税の滞納処分の例により、給与等の財産差押えを行うこともあります。